



福岡県医発第883号（地）

平成22年 7月20日

各 医 師 会 長 殿

福岡県医師会

会 長 松 田 峻一良

（ 公 印 省 略 ）

母体保護法第39条第1項の改正について

標記の件につきまして、福岡県保健医療介護部長より別紙のとおり通知がありましたので、ご連絡いたします。

本件は、従来、都道府県知事の指定を受けて受胎調節の実地指導を行う者が、受胎調節のために必要な医薬品で厚生労働大臣が指定するものを、薬事法（昭和35年法律第145号）第24条第1項の規定に関わらず販売することができる期限については、平成22年7月31日までと定められておりましたが、今般、平成22年6月23日付「母体保護法の一部を改正する法律」（平成22年法律第46号）の公布、施行により、その期限が平成27年7月31日まで延長されたものです。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知いただき、関係機関への周知方よろしくお願い申し上げます。

なお、福岡県産婦人科医会に対しても、本会より別添のとおり通知しておりますことを申し添えます。

---

小郡三井医師会より

医療保険担当理事 山下拓郎  
会 長 蒲池 壽



福岡医発第 882 号 (地)

平成 22 年 7 月 20 日

福岡県産婦人科医会  
会 長 片 瀬 高 殿

福岡県医師会  
会 長 松 田 峻一良  
( 公 印 省 略 )

母体保護法第 39 条第 1 項の改正について

標記の件につきまして、福岡県保健医療介護部長より別紙のとおり通知がありましたので、ご連絡いたします。

本件は、従来、都道府県知事の指定を受けて受胎調節の実地指導を行う者が、受胎調節のために必要な医薬品で厚生労働大臣が指定するものを、薬事法（昭和 35 年法律第 145 号）第 24 条第 1 項の規定に関わらず販売することができる期限については、平成 22 年 7 月 31 日までと定められておりましたが、今般、平成 22 年 6 月 23 日付「母体保護法の一部を改正する法律」（平成 22 年法律第 46 号）の公布、施行により、その期限が平成 27 年 7 月 31 日まで延長されたものです。

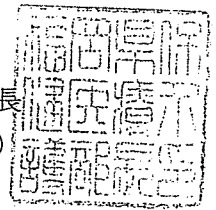
つきましては、貴会におかれましても本件についてご了解いただき、関係各位への周知方よろしくお願い申し上げます。



22健 第1605号  
平成22年 7月12日

福岡県医師会長 殿

福岡県保健医介護部長  
(健康増進課母子保健係)



母体保護法第39条第1項の改正について（通知）

このことについて、別紙写し（平成22年6月23日付薬食総発第0623号第1号、雇  
児母発第0623号第1号）のとおり改正されましたので通知します。





薬食総発 0623 第 1 号

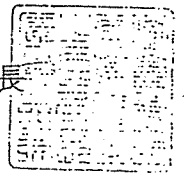
雇児母発 0623 第 1 号

平成 22 年 6 月 23 日

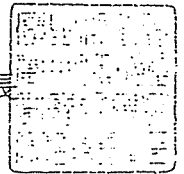
各 { 都道府県  
政令市  
特別区 }

母子保健主管部（局）長 殿

厚生労働省医薬食品局総務課長

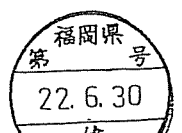


厚生労働省雇用均等・児童家庭局母子保健課長



### 母体保護法第 39 条第 1 項の改正について

従来、都道府県知事の指定を受けて受胎調節の実地指導を行う者が、受胎調節のために必要な医薬品で厚生労働大臣が指定するものを、薬事法（昭和 35 年法律第 145 号）第 24 条第 1 項の規定にかかわらず販売することができる期限については、平成 22 年 7 月 31 日までと定められていたところである（母体保護法（昭和 23 年法律第 156 号）第 39 条第 1 項）が、平成 22 年 6 月 23 日付けをもって、別添のとおり「母体保護法の一部を改正する法律」（平成 22 年法律第 46 号）が公布、施行され、その期限が平成 27 年 7 月 31 日まで延長されたので、御了知の上、その運用に遺漏のないよう御配意願いたい。





(号 外)  
独立行政法人国立印刷局

目 次

(法 律)

○母体保護法の一部を改正する法律  
(四六)

(政 令)

○通貨の単位及び貨幣の発行等に関する法律施行令の一部を改正する政令  
(一五二)

○小規模企業共済法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令  
(一五二)

○小規模企業共済法施行令の一部を改正する政令  
(一五二)

○輸出貿易管理令の一部を改正する政令  
(一五四)

○港則法及び海上交通安全法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整理に関する政令  
(一五五)

○排他的経済水域及び大陸棚の保全及び利用の促進のための低潮線の保全及び拠点施設の整備等に関する法律の施行期日を定める政令  
(一五六)

○排他的経済水域及び大陸棚の保全及び利用の促進のための低潮線の保全及び拠点施設の整備等に関する法律施行令 (一五七)

(省 令)

○税関職員等の身分を示す証券等の書式に関する省令及び財務省組織規則の一部を改正する省令 (財務四二)

○国際連合安全保障理事会決議第十八百七十四号等を踏まえ我が国が実施する貨物検査等に関する特別措置法施行規則 (財務・国土交通三)

○排他的経済水域及び大陸棚の保全及び利用の促進のための低潮線の保全及び拠点施設の整備等に関する法律施行規則 (国土交通三五)

○国際連合安全保障理事会決議第十八百七十四号等を踏まえ我が国が実施する貨物検査等に関する特別措置法第十條の規定により管区海上保安本部長に委任する権限を定める省令 (同三六)

○自衛隊法施行規則の一部を改正する省令 (防衛一一)

本号で公布された  
法令のあらまし

○母体保護法の一部を改正する法律 (法律第四六号) (厚生労働省)

1 都道府県知事の指定を受けて受胎調剤の実地指導を行う者が受胎調剤のために必要な医薬品で厚生労働大臣が指定するものを販売することができ期限を平成二十七年七月三十一日までとする (第三九条第一項関係)

2 この法律は、公布の日から施行することとした。

○通貨の単位及び貨幣の発行等に関する法律施行令の一部を改正する政令 (政令第一五一号) (財務省)

1 地方自治法施行六〇周年を記念するため発行する五〇〇円の貨幣及び一、〇〇〇円の貨幣のうち、愛知県、青森県及び佐賀県を題材とする貨幣の素材、品目、重量及び形式を定めることとした (別表第一関係)

2 地方自治法施行六〇周年記念貨幣のうち、一、〇〇〇円の貨幣の発行枚数を一三〇万枚に改めることとした (別表第三関係)

3 この政令は、公布の日から施行することとした。

○小規模企業共済法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令 (政令第一五二号) (経済産業省)

○小規模企業共済法の一部を改正する法律の施行期日を平成二十三年一月一日とすることとした。

○小規模企業共済法施行令の一部を改正する政令 (政令第一五三号) (経済産業省)

1 小規模企業共済法施行令の一部を改正し、規定の整理を行うこととした (本則関係)

2 この政令は、小規模企業共済法の一部を改正する法律の施行の日 (平成二十三年一月一日) から施行することとした。

○輸出貿易管理令の一部を改正する政令 (政令第一五四号) (経済産業省)

1 輸出貿易管理令別表第一の一六の項に掲げる貨物のエリトリアを仕向地とする輸出入について、統制等の開閉、製造又は使用のために用いられるおそれがある特定の場場合に経済産業大臣の許可を要することとした (別表第三の二関係)

2 この政令は、平成二十三年九月一日から施行することとした。

○港則法及び海上交通安全法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整理に関する政令 (政令第一五五号) (国土交通省)

1 港則法及び海上交通安全法の一部を改正する法律の施行に伴い、港則法施行令及び電子情報処理組織による輸出入等関連業務の処理等に関する法律施行令について所要の規定の整理を行うこととした (第一一条及び第二一条関係)

2 この政令は、港則法及び海上交通安全法の一部を改正する法律の施行の日 (平成二十三年七月一日) から施行することとした。

○排他的経済水域及び大陸棚の保全及び利用の促進のための低潮線の保全及び拠点施設の整備等に関する法律の施行期日を定める政令 (政令第一五六号) (内閣官房)

排他的経済水域及び大陸棚の保全及び利用の促進のための低潮線の保全及び拠点施設の整備等に関する法律 (平成二十二年法律第四一) の施行期日は、平成二十三年六月二十四日とすることとした。

○排他的経済水域及び大陸棚の保全及び利用の促進のための低潮線の保全及び拠点施設の整備等に関する法律施行令 (政令第一五七号) (国土交通省)

1 占用の許可等を要する水域の上空及び水底の区域を、水域の上空二〇メートルまでの区域及び水底下六〇メートルまでの区域とすることとした (第一一条関係)

2 港湾の利用又は保全に支障を与えるおそれのある行為を、特定港湾整備施設に存する港湾とともに国土交通大臣が指定する廃物の投棄とした (第二一条関係)

- 3 水城の工用の許可等を行うことができる場合を、特定船舶港内施設の新設、改良、維持又は復旧の工事のため水城の工用が必要となる場合等とした。(第三項関係)
- 4 この政令は、平成二十二年六月二十四日から施行することとした。
- 国際連合安全保障理事会決議第千八百七十四号等を踏まえ我が国が実施する貨物検査等に関する特別措置法施行令(政令第 158 号)(国土交通省)
- 1 北朝鮮特定貨物
- 国際連合安全保障理事会決議第 1874 号等を踏まえ我が国が実施する貨物検査等に関する特別措置法(以下「法」という。第一条第一号イ及びロの政令で定める物資の具体的内容として、核関連物資、化学兵器関連物資、生物兵器関連物資、ミサイル関連物資、武器その他の物資を定めることとした。(第一条及び別表関係)
- 2 生物兵器等に該当する提出貨物の廃棄の方法提出貨物の廃棄は、関連する条約の規定の定めるところにより速やかに行うこととした。(第二項関係)
- 3 提出貨物の売却の方法
- (一) 提出貨物の売却は、提出貨物が北朝鮮に輸出されることを防止するために必要な措置を講じた者に対し行うこととした。(第二項第一項関係)
- (二) 売却は、競争入札に付して行わなければならないこととした。ただし、競争入札に付することが適当でないと認められる提出貨物については、随意契約により売却することができることとした。(第三項第二項関係)
- (三) 一般競争入札又は指名競争入札に付そうとするときの方法及び随意契約によることとするときの方法について定めることとした。(第三項第三項(第五項関係))
- 4 提出貨物その他の処分の方法提出貨物その他の処分は、速やかにこれを廃棄することにより行うこととした。(第四項関係)

- 5 国土交通省令・財務省令への委任法及びこの政令に定めるもののほか、法及びこの政令の実施のために必要な手続その他の事項は、国土交通省令・財務省令で定めることとした。(第五項関係)
- 6 施行期日この政令は、法の施行の日から施行することとした。

## 法

母体保護法の一部を改正する法律をここに公布する。

御名 御璽

平成二十二年六月二十三日

内閣総理大臣 菅 直人

法律第四十六号

母体保護法の一部を改正する法律

母体保護法(昭和二十三年法律第五十六号)の一部を次のように改正する。

第三十九条第一項中「平成二十二年七月三十一日」を「平成二十七年七月三十一日」に改める。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

厚生労働大臣 長 菱 昭

内閣総理大臣 菅 直人

## 政 令

通貨の単位及び貨幣の発行等に関する法律施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名 御璽

平成二十二年六月二十三日

内閣総理大臣 菅 直人

政令第百五十一号

通貨の単位及び貨幣の発行等に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、通貨の単位及び貨幣の発行等に関する法律(昭和六十二年法律第四十二号)第五条第三項及び第六条の規定に基づき、この政令を制定する。

通貨の単位及び貨幣の発行等に関する法律施行令(昭和六十二年政令第五十五号)の一部を次のように改正する。